

## 医療政策局所管の審議会等の委員選任の取扱いについて

**審議会等の設置趣旨、所掌事項に適った専門的な議論を期する観点から、医療政策局として審議会等の委員の選任手順を統一的に定め、令和2年度改選時より手順に沿った委員選任を行っています。**

(選任方針と手順)

- 医療政策局所管の審議会等の委員選任に関し、その設置趣旨、所掌事項に適った専門的な議論を期する観点から、審議会等の委員にふさわしい知識・経験、実績を有する者を選任する。
- 委員選任に当たり、候補者選定の参考にするため、必要に応じ団体から推薦を求めるものとする。
- 団体から推薦を求める際は、複数名の推薦を求めるものとする。その際、当該団体の代表者に限らず、当該審議会等の所掌にふさわしい知識・経験、実績を有する者を広く構成員の中から推薦を求める。
- 複数の被推薦者の中から、審議会等の所掌事項に関する知識・経験、実績をもとに候補者を確定し、当該者に委員就任を依頼する。